

令和4年度若者出会い創出業務 企画提案説明書

1 業務名

令和4年度若者出会い創出業務

2 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

3 予算上限額

3,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※契約の締結後に、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降における消費税額及び地方消費税額は、変動後の税率による計算した額とし、改定契約にて対応する。

4 業務委託期間

令和4年9月中旬から令和5年3月31日（金）まで

5 選定方法及び選定数

- (1) 事業を受託する事業者は、企画提案（プロポーザル）方式により選定するものとする。
- (2) 応募のあった事業者の企画提案書を若者出会い創出業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において審査の上（企画提案者が6者以上の場合は書面審査を実施し、上位5位までの企画提案を選定）、1者を選定する。

6 応募資格

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (6) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

7 スケジュール

- (1) 公募開始 8月1日（月）
- (2) 質問書提出期限 8月10日（水）
- (3) 参加意向申出書提出期限 8月24日（水）
- (4) 企画提案書提出期限 9月2日（金）

企画提案書の提出者が6者以上から申込みがあった場合は、企画提案書の書面審査を実施する。結果については、企画提案書の提出者に令和4年9月9日（金）頃に通知する。

6者未満の場合、書面審査は実施せず、ヒアリングの開始時間等について通知する。

- (5) 審査（ヒアリング） 9月16日（金）を予定
※詳細は申込者に別途通知する
- (6) 結果通知 9月中旬を予定

8 参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類
参加意向申出書（様式1）1部
- (2) 提出期限
令和4年8月24日（水）17時00分（必着）
- (3) 提出方法
下記「13 応募・問い合わせ先」宛て郵送又は持参
※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 9部

A4判片面（書式及び枚数は自由）とする。

上記2の「業務内容」及び下記10の「企画提案の審査」を踏まえ、必要な事項を記載すること。

イ 参考見積書 9部

A4判片面（書式及び枚数は自由）とする。各業務の積算根拠が分かるように作成すること。

(2) 提出期限

令和4年9月2日（金）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「13 応募・問い合わせ先」宛て郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

(4) 質問について

様式2により下記「13 応募・問い合わせ先」宛て電子メール又はFAXで問い合わせること。

質問の受付期限は令和4年8月10日（水）17時00分とする。

質問への回答は、随時ホームページで公開するが、回答の内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

10 企画提案の審査

(1) 審査（ヒアリング）

審査に当たって、実施委員会によるヒアリングを行う。

ヒアリングは令和4年9月16日（金）を予定しており、詳細については、応募申請書を提出した者へ別途通知する。

(2) 審査方法

企画提案書の内容及びヒアリングの結果をもとに総合的に審査を行い、実施委員会委員による協議の上、契約候補者を選定する。

なお、応募者が1者の場合は、審査の結果、最低基準点（60点）以上の得点を得た場合に、その者を契約候補者とする。

また、応募者が多数の場合は、提出された企画提案書に基づき評価し、応募者を5者まで絞ったうえでヒアリングを行う。

(3) 審査基準（100点満点）

《業務の理解・体制》

- 札幌市の置かれている現状や、札幌市が結婚支援を行う意義、業務の必要性について理解し、それらを踏まえた内容が企画されているか。（10点）
- アンケートによる意識調査、及びイベントの企画・実施・参加者の募集など、一連の業務の実施に必要な体制は整っているか。（10点）

《事業内容》

- 意識調査の手法は、適切か。（10点）
- 意識調査の内容は、若者における結婚相手との「出会い」に対する意識が浮き彫りになるような設問となるように工夫されているか（15点）
- イベント参加者の募集方法は適切で、十分な参加者を募ることができるか。（10点）
- 対面形式でのイベントの内容は、若者の出会いを演出するために適切と思われる工夫がなされているか。（10点）
- 対面形式でのイベント参加者の満足感を高める工夫がなされているか。（10点）
- 対面形式でのイベントにおける新型コロナウイルスの感染対策は適切か。（5点）
- オンライン形式でのイベントとなった場合でも、十分な参加者を募ることができる工夫がなされているか（5点）
- オンライン形式でのイベント内容は、参加者の満足感を高める工夫がなされているか。（5点）
- 意識調査の結果とイベントに係るアンケート結果を踏まえた総合的な分析手法や分析結果の報告について、今後の結婚支援事業の展開に資する提案ができるような特に優れた工夫がなされているか。（10点）

(4) 審査結果

選定の結果は、ヒアリングを実施した者全員に文書で通知する。

11 契約

契約は、実施委員会により契約候補者に選定された者と札幌市の間で協議の上、締結するものとする。この場合において、契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めないものとする。

12 その他

- (1) 再委託を含む企画提案をする場合は、企画提案書等で示すこととする。
- (2) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (4) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがある。
- (6) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。

13 応募・問い合わせ先

札幌市子ども未来局子ども企画課 武藤・馬場

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

TEL. 011-211-2982 FAX. 011-211-2943

E-mail kodomo.jisedai@city.sapporo.jp